⑸　入札書等の受領期限　平成27年２月４日（水）午後６時
⑹　開札の日時及び場所　平成27年３月３日（火）午後２時　東京国立近代美術館本館４階会議室
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金　免除
⑶　契約保証金　契約金額の10分の１を納付するものとする。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑷　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は入札参加表明書及び入札書等を３⑷及び⑸に示す期日までに提出しなければならない。入札者は、独立行政法人国立美術館分任契約担当役東京国立近代美術館長から当該書類について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書等、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札、その他入札の条件に違反した者による入札は無効とする。
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　落札者の決定方法　本公告に示した入札書等を提出し、２の競争参加資格を全て満たす者であって、実施要項に定める評価方法において明らかにした要件のうち、必須とされた項目の要件を全て満たし、当館が作成した予定価格の制限の範囲内である入札者の中から、実施要項で定める方法により落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。
⑻　手続きにおける交渉の有無　無
⑼　その他　詳細は入札説明書、実施要項、仕様書による。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年11月18日
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役東京国立近代美術館長
加茂川幸夫

1　調達内容
⑴　調達件名　東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務
⑵　調達件名の特質等　入札説明書及び東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）による。
⑶　契約期間　平成27年４月１日から平成30年３月31日まで
⑷　履行場所　東京都千代田区北の丸公園３―１　東京国立近代美術館本館及び東京都千代田区北の丸公園１―１　東京国立近代美術館工芸館
⑸　入札方法　落札者の決定は、総合評価方式をもって行うので、民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、参加資格を満たしていることを証明する書類（以下「入札参加表明書等」という。）、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務（以下「本件業務」という。）の総合評価のための具体的方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第15条において準用する法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を提出することとする。また、入札参加者は本件業務に必要な一切の経費について、入札書に記載の上、提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった経費の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加者資格
⑴　法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当するものでないこと。
⑵　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
⑶　予決令第71条の規定に該当しないこと。
⑷　文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成26年度の関東甲信越地域の「役務の提供等」で「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」等級に格付されている者であること。
⑸　指名停止に関する排除事項　独立行政法人国立美術館における契約に係る取引停止等の取扱基準に基づき、契約担当役等から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑹　評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
⑺　法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
⑻　労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
⑼　建築備維持管理業務を担当する者は、次の基準を満たすこと。
ア　平成16年４月１日以降に、同一の同種施設で１年を超える当該業務と類似する業務実績を有すること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。
同種施設
・建物用途：美術館等の用途に供するもの。美術館等とは、博物館、科学館、美術館、資料館、体験館等の常設展示を行う施設とする（展示ケースや書架のみの施設は除く。）
・建物規模：美術館等の延床面積が、6,000㎡以上であること。美術館等の面積とは当該用途に直接的かつ専用で使用している部分を指し、他の用途に供する部分と共用となっている部分は含まない。
イ　次に掲げる基準を満たす建築設備維持管理業務担当者を当該業務に配置できること。なお、入札参加表明に係る資料提出時点において、建築設備維持管理業務担当者を決定できないことにより複数名の候補者をもって配置予定の確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても以下に示す基準を満たしていなければならない。
平成16年４月１日以降に、同一の同種施設で当該業務に類似する業務において、１年を超える統括責任者の経験又は３年を超える担当者の経験を有する実績があること。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。
※　統括責任者とは本件業務の実施について全般を統括する者をいう。
ウ　建築設備維持管理業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、少なくとも一者がア及びイを満たしていること。
⑽　運営支援業務を担当する者は次の基準を満たすこと。
２⑼ア～ウと同様とする。なお、「建築設備維持管理業務」は「運営支援業務」と読み替えることとする。
⑾　警備業務を担当する者は、次の基準を満たすこと。
次に掲げる基準１及び基準２を満たす者を配置できること。
基準１：警備責任者及び警備責任者不在の場合に代理となる者（以下「警備責任者等」という。）は、美術館での警備実績を１年以上有する者を配置すること。